

パートナーシップ宣誓制度開始

問い合わせ

市民協働課

☎ 227-6040

パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、法的に婚姻が認められないいない同性カップルや、さまざまな事情により婚姻の届け出をしない、あるいはできない全てのカップルが、互いを人生のパートナーとして誓ったことを公認することにより、夫婦であれば当然に享受できた行政サービスを市の裁量において提供するものです。

パートナー関係にあることを宣誓した2人がいきいきと自分らしく暮らすことができる環境づくりと、制度を通じて市民や事業者の間で「性の多様性」に関する理解が一層深まり、互いの人権を尊重し合う社会を実現していくことを目指します。



市ホームページ
二次元バーコード

野々市市パートナーシップ宣誓制度

◎対象者

性別に関わらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを約束した二人

◎宣誓要件

- ・パートナー双方が成人であること
- ・パートナーのいずれかが市内に住所を有する、または転入予定であること
- ・パートナー双方に配偶者がなく、他の自治体などが実施する類似のパートナーシップ制度を現に利用していないこと
- ・パートナー同士が近親者でないこと

◎本制度利用者が利用可能な行政サービス

事務・制度	概要
市営住宅への入居	・本人とパートナーの入居の申し込み ・パートナーの同居の申請 など
公立松任石川中央病院・公立つるぎ病院への入院や医療に関する同意	・本人に代わりパートナーが入院を申し込み ・手術などの際、パートナーが同意
市職員の休暇制度など ※市が事業所として職員を対象に実施している制度	・パートナーの忌引などの特別休暇取得など

人の「性」は、単純に「男性」「女性」と分けられるものではなく、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」「表現する性」など、複数の要素から構成され、そのあり方はさまざまです。しかし、「異性が好き」で「生まれた時の性別に違和感がない」人しかいないという思いこみから起ころる性的少数者への偏見や差別が、今なお根強く残っています。

性のあり方はグラデーション

性のあり方（セクシュアリティ）はグラデーションで、性的少数者の人とそうでない人との間にはつきりとした境界はありません。多様な性のあり方は、全ての人に当てはまります。性のあり方を理由に差別したり権利を侵害したりすることは、決してあってはなりません。全ての人の多様な性のあり方を尊重しあえる社会を目指していきましょう。

性のあり方（セクシュアリティ）はグラデーションで、性的少数者の人とそうでない人との間にはつきりとした境界はありません。多様な性のあり方は、全ての人に当てはまります。性のあり方を理由に差別したり権利を侵害したりすることは、決してあってはなりません。全ての人の多様な性のあり方を尊重しあえる